

熊本県介護支援専門員指定研修実施機関指定要領

1 趣旨

この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の33第1項に規定する研修の指定研修実施機関の指定に関し、法及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）介護保険法施行規則（平成11年厚令第36号。以下「省令」という。）及び介護支援専門員資質向上事業実施要綱（平成27年6月4日厚生労働省老健局長通知老発第0704第2号。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

2 指定の要件

熊本県知事（以下「知事」という。）は、次の要件を満たすと認められる場合、指定研修実施機関（以下「指定機関」という。）として指定することができるものとする。

- (1) 政令第35条の16第1項の各号に掲げる要件を満たすと認められること。
- (2) 講師、会場等の研修体制及び事務処理体制が確保できること。
- (3) 会計帳簿、決算書類等が整備されており、事業の実施にあたり適正な経理処理ができること。
- (4) 事業実施後において、研修修了者名簿の作成・管理等を継続的に行うことができること。
- (5) 研修事業を継続的に毎年1回以上実施すること。
- (6) 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした規定を定めること。
 - ア 開講目的
 - イ 研修事業の名称
 - ウ 実施場所
 - エ 研修期間
 - オ 研修科目
 - カ 講師氏名
 - キ 研修修了の認定方法
 - ク 受講資格
 - ケ 受講手続き
 - コ 受講料等
- (7) 研修の出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し保存すること。
- (8) 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について厳格に行うこと。
- (9) 演習等において知り得た個人の秘密の保持について、厳格に行うとともに、研修受講者が十分に留意するよう指導すること。

3 指定の申請

法第69条の33第1項の指定を受けようとする者は、省令第113条の38第1項に掲げる事項を記載した書類を添付して、指定申請書（別記様式1）により、知事に申請するものとする。

4 指定の決定

知事は、指定の申請があったときは、その指定の可否を決定し、申請者に通知する。

5 変更の申請・届出

- (1) 指定機関は、政令第35条の16第1項第2号イの規定による変更にかかる承認申請については、変更承認申請（届出）書（別記様式2）をあらかじめ申請し、知事の承認を受けるものとする。
- (2) 前項に規定する承認申請は、変更を行おうとする日の6ヶ月前までに、知事に協議するものとする。
- (3) 指定機関は、政令第35条の16第1項第2号ロの規定による変更にかかる届出については、変

更承認申請（届出）書（別記様式２）をあらかじめ知事へ届け出るものとする。

6 廃止の申請

- (1) 指定機関は、政令第３５条の１６第１項第２号イの規定による廃止にかかる承認申請については、廃止承認申請書（別記様式３）をあらかじめ申請し、知事の承認を受けるものとする。
- (2) 前項に規定する承認申請は、変更を行おうとする日の６ヶ月前までに、知事に協議するものとする。

7 事業計画の提出及び事業実績の報告

- (1) 指定機関は、毎年度あらかじめ、事業計画書（別記様式４）に収支予算書その他知事が求める書類を添付して知事に提出するものとする。
- (2) 研修事業者は、毎年度、事業終了後速やかに実績報告書（別記様式５）に収支決算書及びその他知事が求める書類を添付して知事に報告するものとする。

8 監督命令等

知事は、研修事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定機関に対し、当該事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

9 指定の取消し

知事は、政令第３５条の１６第２項に該当する場合において、法第６９条の３３第１項の指定を取り消すことができる。

附 則

熊本県介護支援専門員実務研修事業者指定要領、熊本県介護支援専門員更新研修事業者指定要領及び熊本県介護支援専門員専門研修等事業者指定要領は、平成２８年１月２１日に廃止する。

附 則

この要領は、平成２８年１月２１日から施行する。